

入間市公共施設あり方検討委員会の会議の傍聴等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成15年告示第164号）に基づく入間市公共施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴申込み)

第2条 会議の傍聴申込みの受付は、配布資料等の作成を考慮して会議の前日まで先着順に行うものとする。ただし、傍聴者の定員に余裕があるときは、会議の当日においても傍聴申込みを受付けるものとする。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に氏名及び連絡先を記入するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の申込みは、電話その他申込みに必要な事項を確認できる方法をもって代えることができる。
- 4 委員会の決定により、先着順以外の方法により傍聴者を決定するときは、会議案内に決定の方法について明示するものとする。

(受付簿の廃棄)

第3条 受付簿は、個人情報保護の趣旨を考慮し、当該会議終了後、廃棄するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。ただし、傍聴を希望する人数の状況、会場の広さ等を考慮し、必要があると認めるときは傍聴定員を増減することができる。

(会場に入ることのできない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
- (4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(撮影、録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、次の場合において議長から退場を命じられたときは、速やかに、会場から退場しなければならない。なお、退場しなければならない理由が消滅したときは、再度入場できるものとする。

- (1) 非公開の議題について協議する場合
- (2) 公正で円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想され、会議の目的を達成できないと認められる場合

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの要領に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(傍聴者遵守事項)

第 10 条 係員は、傍聴人遵守事項(別紙)を傍聴者から見やすい場所に設置するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。

別紙（第10条関係）

傍 聴 人 遵 守 事 項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、以下の事項を守るほか、議長の指示に従ってください。傍聴人が遵守事項に従わないときは、退席していただきます。

- 1 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴し、発言を求めたり、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
- 2 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動はしないこと。
- 3 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4 会場において、写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為はしないこと。
- 5 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。
- 6 会議の途中で非公開になった場合には、議長の指示に従い、退席すること。

※ 会議資料については、お帰りの際に返却してください。